

議 第 176 号

令和 5 年 9 月 4 日提出

熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部
改正について

熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を次のよう
に改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

熊本市病院及び診療所の人員及び施設に関する基準を定める条例（平成 27 年条例
第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

医療法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年厚生労働省令第 85 号）の施行
に伴い、病院における人員に関する基準を見直すため、所要の改正を行う必要があ
る。

これが、この条例案を提出する理由である。